

# 報告書

平成29年4月27日(木)及び28日(金)に開催された「自治体財政マスター講座」を受講いたしましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成29年 5月 2日

名取市議会議長 郷内 良治 様

会派名 公明名取  
代表 菅原 和子



## 記

- 1 研修期間 平成29年4月27日(木)～28日(金)
- 2 研修場所 TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター
- 3 行程表 別紙のとおり
- 4 参加人員 1 名  
〈氏名〉 菊地 忍
- 5 研修内容 別紙のとおり
- 6 所 感 別紙のとおり



## 自治体財政マスター講座

主催: 地方議員研究会

1. 研修日程 平成29年 4月27日(木) 14:00~16:30  
28日(金) 10:00~12:30

2. 研修場所 TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター

3. 研修内容

### あなたの街の自治体財政「見える化」研修1

27日(木) 14:00~16:30

講師: 自治体経営コンサルタント 川本 達志氏

1. 財政運営チェックの視点

- (1) 持続可能な財政状況にあるか。(財政の健全性)
- (2) 事業の成果は上がっているか。改善すべきことはないか。(PDCA、施策の効果と改善)
- (3) 違法不当な収入・支出はないか。(財務・財産管理・会計処理の適正性)

2. 財政の健全性の判断

財政の健全性をチェックする資料は？

法定資料は・・・

予算審査では予算書と

- 一 歳入歳出予算事項別明細書及び給与費明細書
- 二 継続費についての調書
- 三 債務負担行為に関する調書
- 四 地方債に関する調書
- 五 その他必要な書類 (地方自治法211条、地方自治法施行令144条)

決算審査では決算書と

- 一 主要な施策の成果を説明する書類
- 二 歳入歳出決算事項別明細書
- 三 実質収支に関する調書
- 四 財産に関する調書 (地方自治法233条④、地方自治法施行令166条②)

3. 財政の健全性についての議会報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)

健全化判断比率・・・地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率

- ② 連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

財政状況の客観的な把握と分析が必要

- ・健全化判断比率は、国の指導又は管理を受けるかどうかの判断基準にしか過ぎない。
- ・議会としては、将来にわたって自立的に運営できる財政へ導くべく、自治体経営への監視と提言を行うべきではないか。

#### 4. 決算カード(基礎データ)

人口増減、産業構造人口増減は税収の増減に反映

将来人口推計を見る ⇒ 今後の収支に影響する

支出増要因＝高齢者の増加

支出減要因＝子育て・教育費減

収入減要因＝生産年齢人口の減少(所得の減少)

収入増要因＝医療・介護サービス事業増(雇用の増加)

市町村類型

類似団体で比較して客観的に分析するためのもの

#### 5. 決算カード(収支状況)

実質収支

実質収支比率＝  $\frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}}$

標準財政規模

一般的に3～5%が適正な範囲といわれているが、「積立金」支出を増やせば「実質収支額」は減少するので、下限がいくらかが適当かの目安はあまり意味がない。

一方、過度にこの比率が大きくなることは、剰余金が多額に発生し、歳出の不用額が多額に生じた状況といえる。補正予算を編成して、その財源を有効に活用できた可能性があるということ。

標準財政規模

- ・自治体の財政規模を一般財源等の収入額で表したもの
- ・各種財政指標の基準となるのと、予算の規模感を持つため、覚えておくこと

#### 6. 予算編成は一般財源でコントロールされる

- ① 各部から各事業ごとに見込むことのできる国・県補助金と地方債を織り込んだ予算要求を受ける。
- ② 全ての要求が出そろったところで、国・県補助金の確実性、地方債の充当率を確認したうえで総計する。
- ③ 歳入見込みの一般財源(経常一般財源と臨時一般財源の合計)と要求総計の一般財源を比較する。要求総計の一般財源が多いと予算が組めないので、要求項目を査定

する。

- ④ 査定は義務的経費をまず固めて、一般財源の余裕額を出して、その他の事業(政策的経費)の査定(不要不急事業の洗い出し、重要事業の選定)を行う。
- ⑤ 一般財源を優先すべき事業の順に充当し、歳入見込み一般財源の額に達したところで予算を編成。

#### 〈考察〉

1日目は、あなたの街の自治体財政「見える化」研修1として歳入についての講義であったが、広島県庁、廿日市市役所で職員として財政に携わってきた講師のわかりやすい研修であった。

研修会に参加した各自治体の決算カードを見ながら、それぞれの違いやどこを注視してみるのかなどあらためて参考となった。

名取市では、現在復興の途上にあり、復興交付金の積立額が大きいなど通常と違い決算カードの数字だけでは判断できない状況であるが、類似団体との比較、固定資産税の推移、臨時財政対策債などチェックすべきポイントを学ぶことができた。また予算編成の考え方も参考となった。

## あなたの街の自治体財政「見える化」研修2

28日(金) 10:00~12:30

講師:自治体経営コンサルタント 川本 達志氏

### 1. 歳出の状況

性質別歳出の状況・「経費の性質」で他の自治体と比較するために統一の基準で分類  
目的別歳出の状況・「何のために使ったのか」で分類  
経常経費充当一般財源等・毎年決まって支出される経費に充てられる一般財源の額  
義務的経費・人件費+扶助費+交際費、法律または契約上支出義務のある経費

人件費=職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬  
過去5年間の推移を見る。全国のトレンド(一般財源総額に占める割合等)と整合しているか? していない場合は何が原因か?(定数増?退職者の大幅増?)

職員数の比較⇒「財政状況資料集」類似団体間で人口千人当たり職員数の比較  
生産年齢人口が減少する中で、将来的に役所の職員も減少するのが自然⇒役所の生産性を上げなければならない⇒常に成果を求め、スピードを求める

### 2. 公債費負担比率、実質公債費比率、地方債現在高

公債費・地方債(借金)の元利償還金

償還方法の例 3年据え置き、12年元利均等償還

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源等}}{\text{歳入一般財源等}}$$

20%を超えると危険ライン

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}}$$

$$\text{実質公債費比率(3か年平均)} = \frac{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}}$$

早期健全化基準=25%

財政再生基準=35%

### 公債費の管理

- ・起債は、建設事業でなければできない(地方財政法第5条)
- ・公債費を管理するためには、中長期(5~10年間)の投資計画(公共施設等の建設計画)とそれを原因とする公債費の将来推計を見て判断する必要がある
- ・予算審議の前に、中長期的な(大規模投資が予定されている場合は10年間)財政計

画を公表させ、説明を受ける必要がある

### 3. その他の経費

#### (1) 物件費

賃金、旅費、役務費、委託料等の経費。

公の施設の管理のための委託料が多額に。

ICTシステムの調査・導入・管理委託料は専門家の目で。

#### (2) 補助費等(負担金、交付金を含む)

補助金は公益上必要と認めた場合に支出することが可能。

補助費等が類似団体と比べて大きい場合は、特に大きな額となっている補助金を決算書で確認。補助の妥当性をチェック。

補助金は、固定化する傾向にあり、定期的に見直す必要がある。特に人件費補助は、隠れ職員定数になる可能性がある。

#### (3) 繰出金

主に公営事業会計に対して、一般会計から政策的理由により補填する経費。

繰出基準は総務省が策定。基準外繰出しの有無、有の場合の理由をチェック。

#### (4) 積立金

##### ・財政調整基金

年度間の財政調整として、経済の急激な低迷により予想外に税収が落ち込んだ時などに歳入欠陥とならないようにする積立金。

##### ・減債基金

起債の償還財源に充てるための積立金。市場公募債の満期一括償還や繰り上げ償還などに充当。

##### ・特定目的基金

大規模施設を建設するための財源として準備する基金。

#### (5) 積立金現在高

##### ・財政調整基金はどの程度が適切か

標準財政規模の20%程度(市町村の財政再生基準)が目安。

##### ・「ストックはストック」へ

普通財産の売却収入や寄付金等の臨時的収入は基金に積み立て

##### ・減価償却累計額の10%は現世代で負担するイメージ

公共施設整備の際は90%程度は起債と補助金を充当できる。

#### (6) 投資的経費

・新規の建設事業は減少。更新投資が必要になる時期が重なる傾向。一定の規模の投資が今後継続的に必要になる。

#### 4. 経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等計}}{\text{経常一般財源計} + \text{臨時財政対策債}}$$

$$\text{(経常収支比率)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等計}}{\text{経常一般財源等計}}$$

経常収支比率は、各自治体の収支の余裕度を示す。小さければ小さいほど、投資等に投入できる財源があるということ。

#### 〈考察〉

2日目は、歳出についての講義であった。まず基本的な考え方として、人口減少に耐えられる自治体としなければならない。

歳出の面では、経常経費充当一般財源のなかで人件費について、経常収支比率が20%未満である自治体があるなか、名取市の26.6%は高いと感じた。類似団体との比較や何が原因で増えているのか分析が必要である。

名取市は復興の途上であり通常の場合と違い歳出の面でも影響があるためその点は考慮してみなければならない。しかし、今後の財政運営を考えれば厳しい状況となるのは明らかであり、経常経費の見直しも必要である。

今回学んだ点を踏まえ、執行部に提言してまいりたい。